

滋賀県がん診療連携協議会設置要綱

(目的)

第1条 滋賀県におけるがん医療の向上と均てん化を図るとともに、がん診療の連携協力体制を構築すること等を目的として、「がん診療連携拠点病院の整備について」(平成26年1月10日付健発第0110第7号厚生労働省健康局長通知)および滋賀県がん対策推進計画(平成20年12月策定(平成25年3月改定))に基づき、滋賀県がん診療連携協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) がん診療の連携協力体制および相談支援の提供体制その他のがん医療に係る情報交換に関すること
- (2) 院内がん登録データの分析・評価等に関すること
- (3) セカンドオピニオンを提示する体制を有するがん診療連携拠点病院を含む医療機関の一覧の作成・共有・広報に関すること
- (4) がん診療連携拠点病院への診療支援を行う医師の派遣調整に関すること
- (5) がん診療に関する地域連携クリニカルパスの作成・共有等の地域連携に関すること
- (6) がん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修その他各種研修に関する計画の作成に関すること
- (7) その他がん診療連携推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 滋賀県がん診療連携拠点病院(別表1)の総長または病院長
- (2) 地域がん診療連携拠点病院および地域がん診療病院(別表2)の病院長
- (3) 滋賀県健康医療福祉部長
- (4) 一般社団法人滋賀県医師会の代表者
- (5) 一般社団法人滋賀県歯科医師会の代表者
- (6) 一般社団法人滋賀県薬剤師会の代表者
- (7) 公益社団法人滋賀県看護協会の代表者
- (8) 公益社団法人滋賀県放射線技師会の代表者
- (9) 公益社団法人滋賀県臨床検査技師会の代表者
- (10) 一般社団法人滋賀県歯科衛生士会の代表者
- (11) 滋賀県がん患者団体連絡協議会の代表者
- (12) 滋賀県がん診療連携協議会企画運営委員会の委員長
- (13) その他会長が必要と認める者

(会長)

第4条 協議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長は、都道府県がん診療連携拠点病院の総長または病院長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の議長となり、会務を総理する。
- 4 副会長は2名とし、会員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職を代理する。

(会議)

第 5 条 会長は、必要に応じて協議会を招集する。

2 協議会は、会員の 3 分の 2 以上の出席をもって開くものとする。

3 会員は、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、その代理者を出席させることができる。

4 会長が必要と認めたときは、会員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(企画運営委員会)

第 6 条 協議会に企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会は、次の事項についての協議または調整等を行うものとする。

(1) 滋賀県におけるがん診療の連携協力体制およびがん医療に係る情報交換に関すること

(2) 協議会の付議事項に係る調整等に関すること

(3) 県内のがん診療連携拠点病院等における P D C A サイクルの確保に係る情報共有および相互評価に関すること

3 その他企画運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(部会)

第 7 条 協議会の所掌事項を分掌させるため、協議会に次の部会を設置する。

(1) 相談支援部会

(2) 地域連携部会

(3) がん登録推進部会

(4) 診療支援部会

(5) 研修推進部会

(6) 緩和ケア推進部会

2 前項の部会に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第 8 条 協議会の事務を処理するため、事務局を都道府県がん診療連携拠点病院に置く。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 13 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 24 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条第 1 号関係）

滋賀県がん診療連携拠点病院（地域がん診療連携拠点病院）	滋賀医科大学医学部附属病院
〃 （都道府県がん診療連携拠点病院）	滋賀県立総合病院

別表 2（第 3 条第 2 号関係）

地域がん診療連携拠点病院および地域がん診療病院 （別表 1 に掲げる病院を除く。）	大津赤十字病院
	公立甲賀病院
	彦根市立病院
	市立長浜病院
	高島市民病院